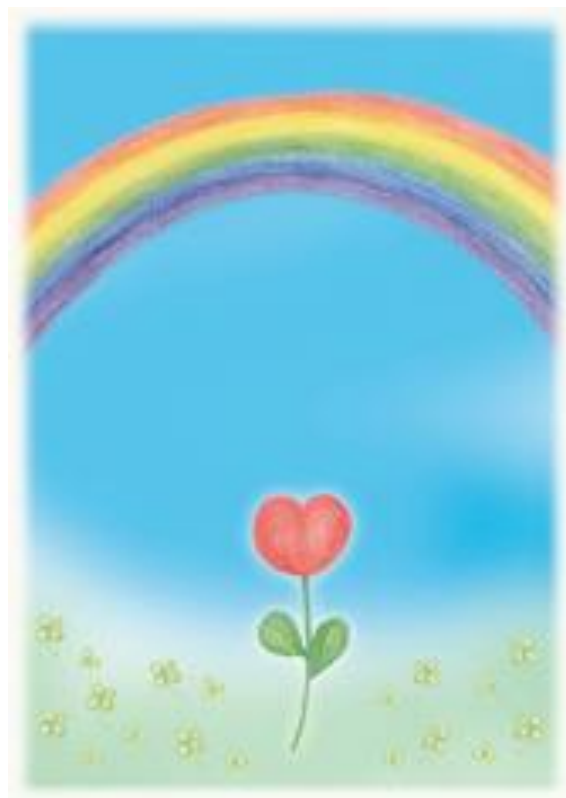


第3次 山形県犯罪被害者等支援推進計画



令和2年3月
山形県

目 次

第 1 章 第 3 次山形県犯罪被害者等支援推進計画策定にあたって	1
1 本県における犯罪被害者等支援のあゆみ	1
2 犯罪被害者等を取り巻く情勢	2
第 2 章 計画の基本フレーム	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置付け	3
3 計画期間	3
第 3 章 支援に関する基本理念	4
第 4 章 重点項目	5
第 5 章 計画の体系	6
第 6 章 施策の方向性と主な取組	9
1 支援体制の整備・充実	9
2 損害回復・経済的支援	16
3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止	21
4 県民の理解促進	23
第 7 章 計画の推進のために	25
1 施策の進捗状況の管理	25
2 社会全体で犯罪被害者等を支えるために	25
資料編	
○ 山形県犯罪被害者等支援条例	30
○ 山形県犯罪被害者等支援推進委員会設置要綱	34
○ 犯罪被害者等の支援に関連する相談窓口・取組	35
○ 本県における事件・事故の推移等	36

注) 用語の定義 (山形県犯罪被害者等支援条例第 2 条より)

○犯罪等……犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

○犯罪被害者等……犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族

○民間支援団体……犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(昭和 55 年法律第 36 号) 第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体

第1章 第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画策定にあたって

1 本県における犯罪被害者等支援のあゆみ

(1) 山形県犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪等の被害に遭われた方やその家族、遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）の多くは、かつてはその権利が尊重されてきたとは言い難く、十分な支援を受けられず、残念ながら社会の中で孤立することを余儀なくされてきました。

その後、犯罪被害者等基本法の制定（平成16年12月）や犯罪被害者等基本計画の策定（平成17年12月）等により、徐々に支援の仕組みは整いつつあるものの、犯罪被害者等の置かれている深刻な状況や支援の重要性についての県民一人ひとりの理解・関心は決して高いものとは言えませんでした。

こうした状況を踏まえ、山形県では、「山形県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を平成22年3月に制定、施行し、犯罪被害者等の支援に関して基本理念を定め、県及び県民の責務並びに事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する体制の整備及び基本的施策について決めました。

(2) 山形県犯罪被害者等支援推進計画の策定と施策の推進

条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成22年11月に「山形県犯罪被害者等支援推進計画」（5か年計画）を策定し、見直しを図りながら各種施策を実施してきました。

これまで、山形県内では

- ・ 全市町村に犯罪被害の相談窓口設置
- ・ 市町村担当者研修の実施、マニュアルの備え付け
- ・ 犯罪被害者等に直接関与する担当者に対する継続的な研修
- ・ 多岐にわたる相談のネットワーク化による、途切れることのない支援体制の確立
- ・ 犯罪被害に遭われた方に対する医療費や、緊急の宿泊施設借り上げ経費といった公費支出範囲の拡大
- ・ 民間の犯罪被害者支援団体に対する財政基盤の確立方策
（寄付金付き自動販売機、ホームページ上のワンクリック募金等）
- ・ 広報啓発活動による被害者支援の理解促進
- ・ やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）事業の開始

等、様々な取組が図られてきたところです。

2 犯罪被害者等を取り巻く情勢

(1) 本県の犯罪発生状況

本県の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークとして年々減少を続けており、過去 10 年間のグラフからも減少傾向を見て取ることができます。

(表 1)

また、罪種別に発生件数の推移を見ると、全体の 6 割以上を占める窃盗犯が 10 年前と比べて半数以下に減少しており、近年の刑法犯の総数減少の大きな要因となっています。

一方で、性犯罪、暴行及び傷害は横ばい状態となっています。(表 2、3)

(2) 本県の交通事故発生状況

交通事故の発生状況は、発生件数、負傷者数が年々減少傾向となっておりますが、死者数は横ばい状態となっています。(表 4)

一方、本県の平成 30 年中の交通事故発生状況について、人口 10 万人当たりで比較すると、発生件数、負傷者及び死者数は、いずれも全国平均、東北平均を上回っている状況です。(表 5)

また、平成 30 年中の死者のうち約 7 割が 65 歳以上の高齢者であり、過去 10 年を通して、高齢者が約半数を占めています。

(3) 警察における DV、ストーカー及び各種虐待の認知等状況

DV、ストーカー、各種虐待（児童、高齢者、障がい者）の警察における認知件数（児童虐待は通告児童数）は、DV、高齢者虐待、児童虐待は年々増加傾向、ストーカー、障がい者虐待は横ばいとなっています。

増加傾向である DV、高齢者虐待、児童虐待は、10 年前と比べて、DV は 2 倍以上、高齢者虐待は 7 倍以上、児童虐待は 20 倍以上と大幅に増加しています。(表 6、7)

(4) 犯罪被害者等の現状

犯罪被害者等は、命を奪われる（家族を失う）、怪我をする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、

- ・ 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ・ 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ・ 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ・ 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

など、被害に遭われた後も、長く様々な問題（二次的被害）に苦しめられています。

第2章 計画の基本フレーム

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等は、前記のとおり「二次的被害」に苦しめられることが多く、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには、県や市町村、民間支援団体等の関係機関・団体のほか、家庭・近隣・職場・学校等、正に県民総ぐるみでの支えが必要です。

安心して暮らすことができる社会は、県民誰しものが望むことです。

しかし、昨今の犯罪や交通事故の発生状況、また、犯罪被害者等の切実な声を踏まえれば、その実現への道はまだ半ばであるといえます。

よって、犯罪被害者等の支援施策をさらに推し進め、被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指す必要があります。

平成27年度から推進してきた第2次山形県犯罪被害者等支援推進計画（以下「第2次推進計画」という。）が令和元年度末で終了することから、これまでの施策の実施状況、今後の社会情勢等を加味し、「第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第3次推進計画」という。）を策定するものです。

なお、第2次推進計画の施策、取組については、実施済み、措置済みで今後展開していく余地のないものを除き、引き続きその充実を図ることとしていて、第3次推進計画にも盛り込みます。

2 計画の性格・位置付け

(1) 条例に基づく計画

この計画は、条例第8条の規定に基づく計画で、本県における犯罪被害者等の支援を推し進めるための指針となるものです。

(2) 山形県の上位計画との関係

「第4次山形県総合発展計画」（令和2年3月策定）の実現に向けたひとつの政策となる「県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり」中の「暮らしの様々なリスクへの対応力の強化」を進めるための個別計画として位置付けられます。

3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、毎年度、施策の実施状況の評価・検証を行い、計画期間中であっても、必要に応じて随時内容の見直しを行います。

第3章 支援に関する基本理念

条例第3条に掲げる基本理念のもと、犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心がけるとともに、関係機関・団体による継続した支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者も含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民が安心して暮らすことができる山形県」の実現を目指します。

1 個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の中には、周囲との関わりや行政機関での手続き等、様々な場面において、好奇の目にさらされたり、無理解な対応をされたりと、その人権が軽く見られていると感じている方が少なくありません。

犯罪被害者等は思いもかけず被害者となったもので、被害に遭う直前までは、私たちと同様に普通に生活をしてきた方々です。犯罪被害者等に対しては、同じ社会の一員として、個人としての尊厳を重んじた対応をするとともに、その権利利益は当然保護していく必要があります。

2 名誉・生活の平穩化への十分な配慮

犯罪被害者等の支援を行う際には、個人情報の取扱いという注意すべき問題に接することになります。また、犯罪被害者等は、支援担当者や周囲の人々が励ましや慰めの気持ちでかけた何気ない言葉によって深く傷付いてしまうことがあります。

犯罪被害者等に接する際には、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等によって、犯罪被害者等の名誉や生活の平穩を害し、二次的被害を与えることのないよう留意する必要があります。

3 途切れることのない支援を行うため、適切な役割分担の下での連携・協力

犯罪被害者等が平穩な生活を取り戻すまでには長期間を要することが多く、そこに至るまでには様々な問題に直面し、必要とする支援も多くの機関・団体に及ぶこととなります。また、年齢・性別・被害の原因となった犯罪等の種類等によって、被害の深刻さの程度は異なります。

犯罪被害者等の被害の早期回復・軽減につなげるためには、個々の機関・団体で支援が途切れることなく、それぞれが役割を適切に果たし、お互いに連携・協力して進めていくほか、犯罪被害者等の置かれたそれぞれの状況に応じた支援を行うよう配慮することが重要となります。

4 すべての県民の理解とそれぞれの立場における自主的取組の推進

犯罪被害者等の多くは、近所や職場等の周囲の人々の理解がまだまだ十分ではないと感じています。

犯罪被害者等が、被害に遭った後も同じ地域の中で生活していくためには、県民や事業者の理解促進を図り、可能な範囲での自主的な支援の取組が行われるよう推進していくことが不可欠です。

第4章 重点項目

「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民が安心して暮らすことができる山形県」を実現するため、第3次推進計画においても、今後必要と考えられる施策を体系的に整理し、以下の4つを重点項目として設定してそれぞれの実現に向けた取組を進めてまいります。

1 支援体制の整備・充実

犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、労働問題、高齢者、外国人、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待等の各分野について相談・支援を行う関係機関・団体と連携・協力し、必要な支援を途切れることがなく適切に提供することができるよう、支援体制の整備・充実を進めていく必要があります。

また、常に社会情勢や犯罪被害者等を取り巻く情勢を注視し、支援にあたる側の対応能力の向上や新たな取組の模索を行っていきます。

2 損害回復・経済的支援の促進

犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという直接的な損害に加え、高額な医療費の負担や仕事を失ったことによる収入の途絶、不本意な転居に伴う急な出費等、被害後に経済的困窮に直面することもあり、それらに関する支援の取組を進めていく必要があります。

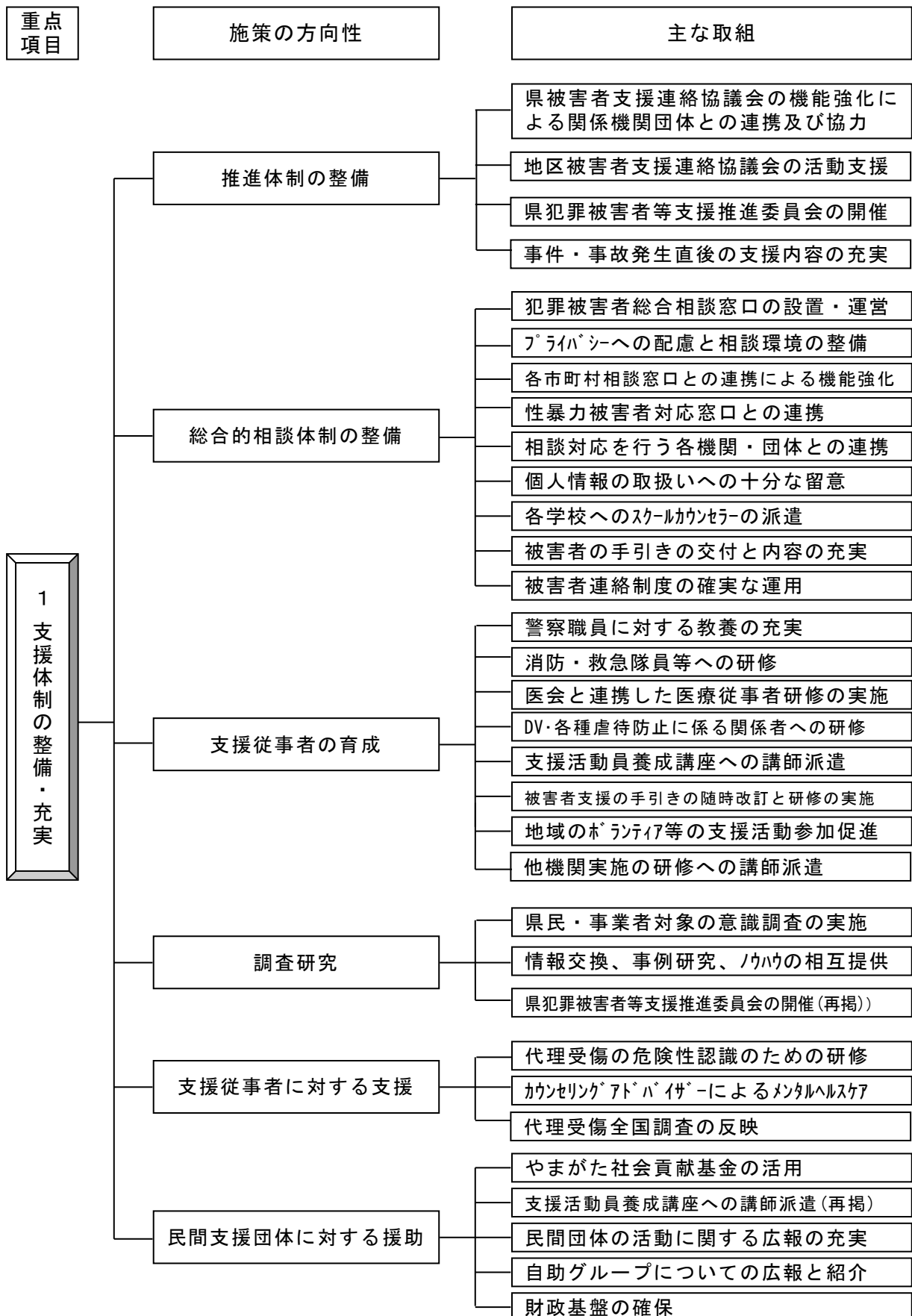
3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止

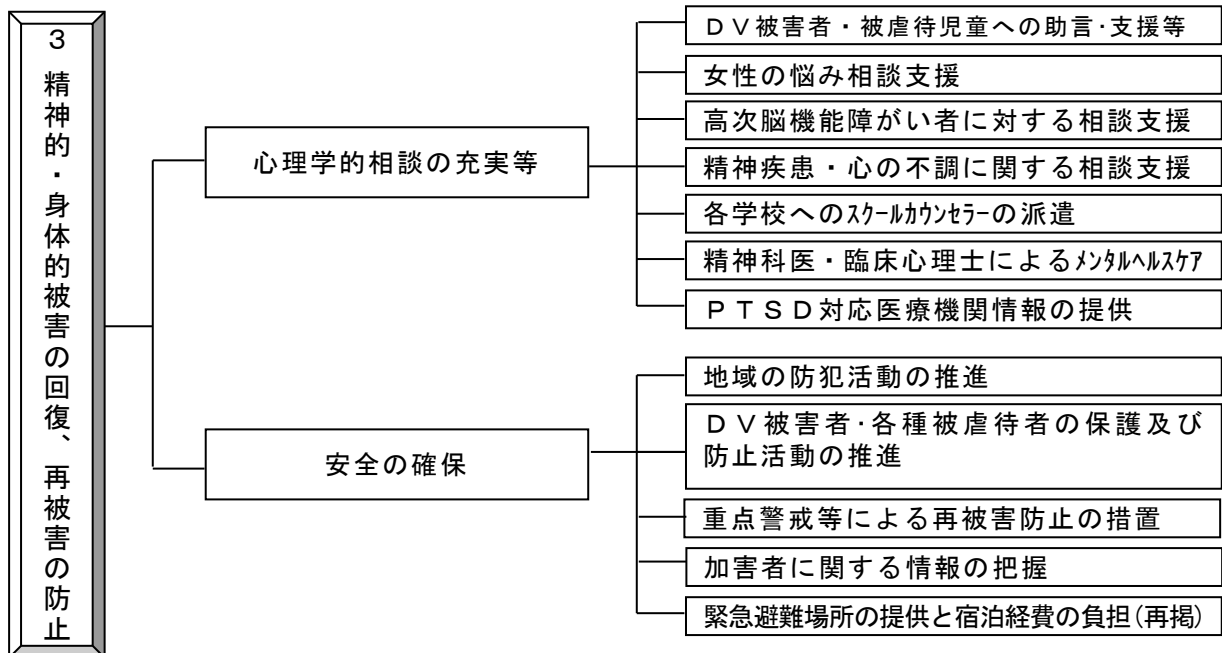
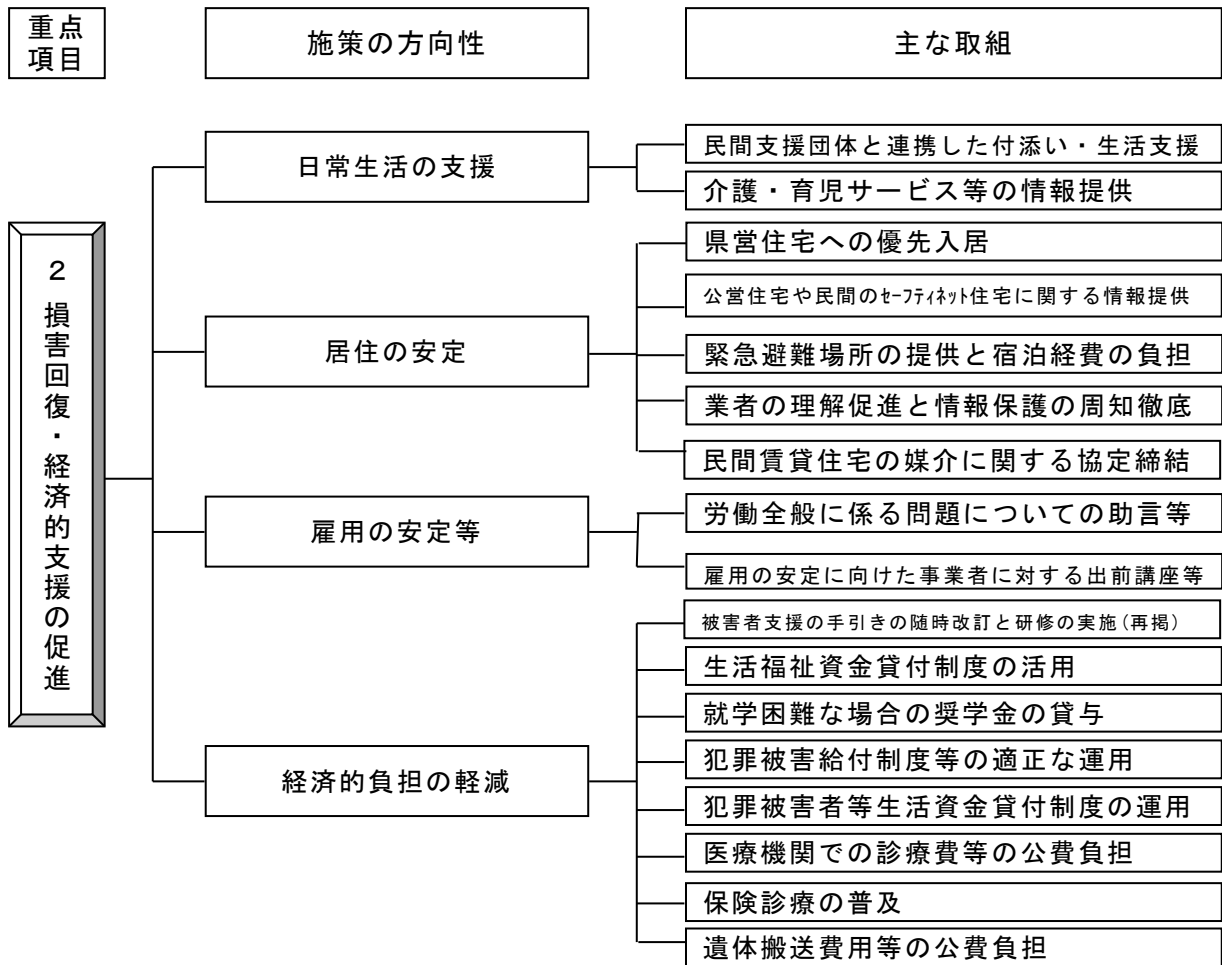
犯罪等の被害に遭ったことに伴う精神的ショックのほか、被害直後はもちろんのこと、後遺障がい等の中長期的な身体の不調の回復・軽減や、再び被害を受けるのではないかという不安や恐怖を取り除くための取組を進めていく必要があります。

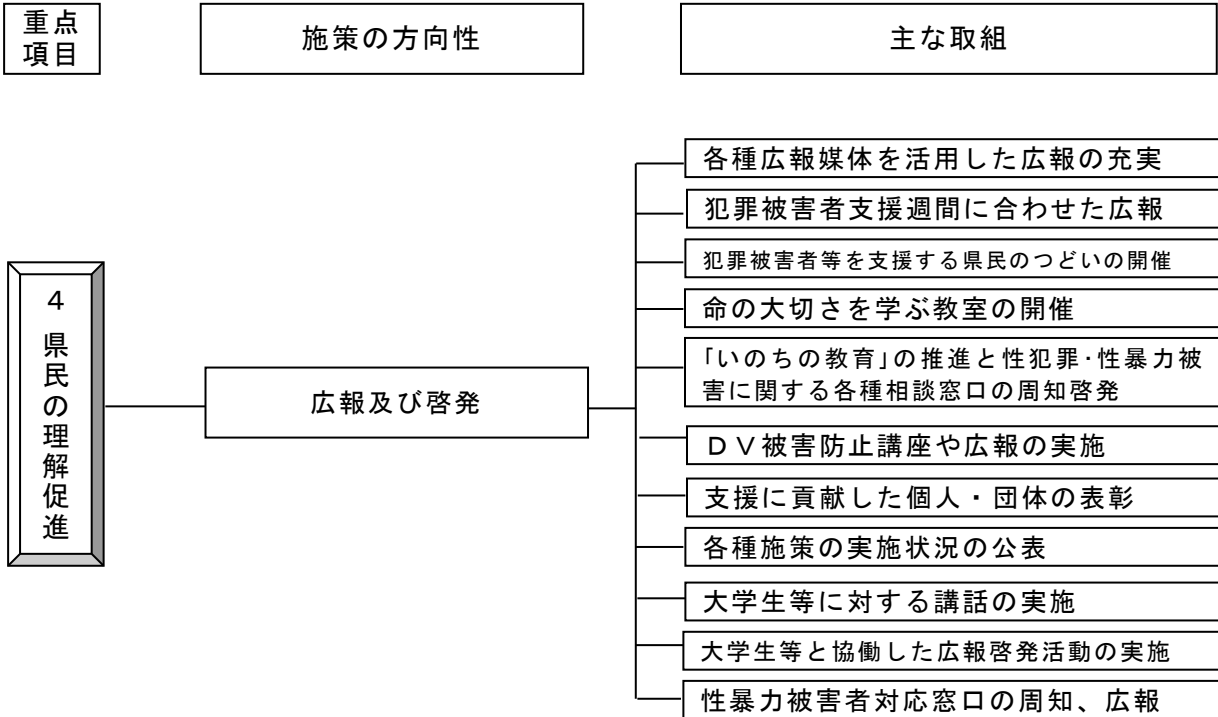
4 県民の理解促進

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策についての世間一般の理解が未だに十分に進んでいない現状を改善していくため、県民の理解促進につながる取組を着実に、かつ幅広く行い、社会全体での犯罪被害者等の支援に結び付けていく必要があります。

第5章 計画の体系







第6章 施策の方向性と主な取組

1 支援体制の整備・充実

(1) 推進体制の整備（条例第11条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、犯罪等により身体的・精神的な被害を受ける一方で、医療機関での診療、捜査への協力、公判への出廷、民事訴訟、各種福祉制度の利用申請、犯罪被害給付制度や各種保険制度の給付申請、民間支援団体への支援依頼等、様々な負担を抱えることとなりますが、一つの機関・団体でそれらすべてについて支援を行うのは困難です。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等が直面する様々な問題を円滑に解決するとともに、支援に関する取組を効果的に進めるため、関係機関・団体と連携・協力し、途切れのない支援につながる体制を整備していく必要があります。

ウ 主な取組

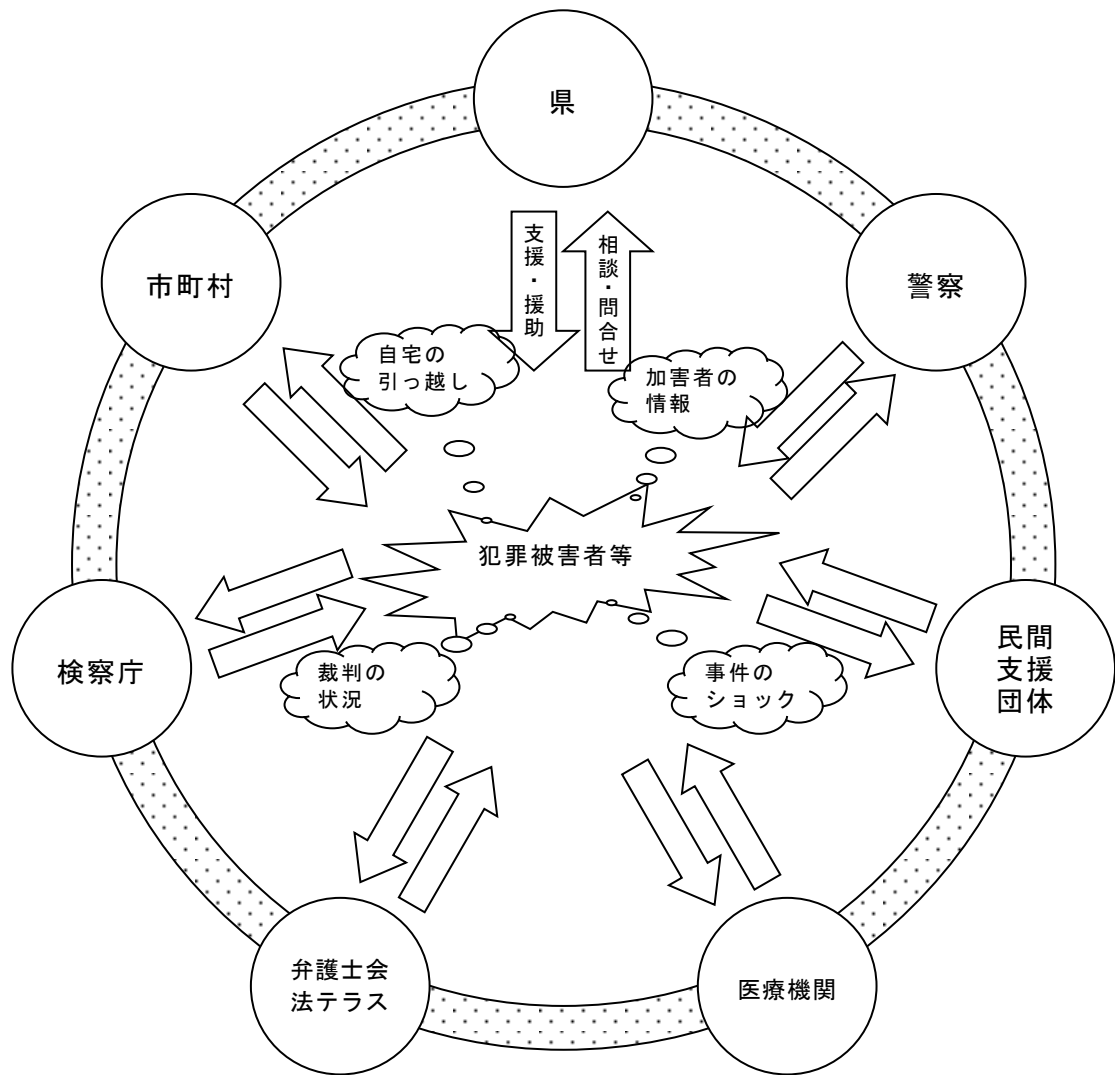
- 山形県被害者支援連絡協議会^(※)について、参加機関・団体を拡充する、全国的な被害者支援等の情勢を取り入れた研修を行うなど、一層の機能強化を図ります。

また、多数の死傷者が発生するような大規模事件・事故に迅速に対応するため、常日頃から関係機関・団体との連携・協力を努めます。
【警察本部警務課】

※県、検察庁、弁護士会、教育・医療・福祉等の各機関、民間団体により組織される。関係機関・団体が相互に連携して途切れることのない支援を提供する体制を構築し、それぞれの専門分野、活動分野を活かした支援活動を効果的に推進することを目的として、情報交換や調査研究、研修等を行っている。



《関係機関・団体との連携・協力のイメージ》



- 各警察署単位に設置されている被害者支援連絡協議会^(※)の活動を支援することにより、地域に根ざした支援を推進します。

【警察本部警務課】

※県被害者支援連絡協議会の各地域版

- 学識経験者、民間支援団体、事業者団体等から構成される山形県犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、毎年度、施策の進捗状況の評価・検証・見直しを行います。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 被害の早期回復・軽減に向けて、事件・事故の発生直後から犯罪被害者等に接する警察組織としての支援内容の充実、体制の強化を図ります。

【警察本部警務課】

(2) 総合的相談体制の整備（条例第 12 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等が、必要とする支援についての情報を得ようとしても、どこに相談すればよいのか分からない場合があります。また、支援を担当する機関・団体が異なる場合に、同じ内容を最初から説明しなければならないなど、精神的・時間的な負担を強いられる場合があります。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等に対し、必要な情報提供や助言を行うとともに、各々の分野において相談対応や支援を行っている関係機関・団体との連絡調整・橋渡しを効果的に進めていく必要があります。

ウ 主な取組

- 「犯罪被害者総合相談窓口」を設置し、研修を受講した担当者を配置するとともに、犯罪被害者等や関係者からの相談に応じ、必要としている支援についての情報提供や再び被害に遭うことのないよう防犯に関する助言のほか、支援に関係する機関・団体との連絡調整・橋渡し等を行います。

また、情報を共有し、犯罪被害者等の立場に立った途切れることのない支援を心掛けます。 【消費生活・地域安全課】

- 相談者のプライバシーに配慮しつつ、電話やファクシミリ、電子メール、手紙による相談等、犯罪被害者等やその関係者が相談しやすい環境の整備に努めます。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 全市町村に設置されている犯罪被害者総合相談窓口と緊密な連携を取り、引き続き相談機能の充実と強化に努めます。

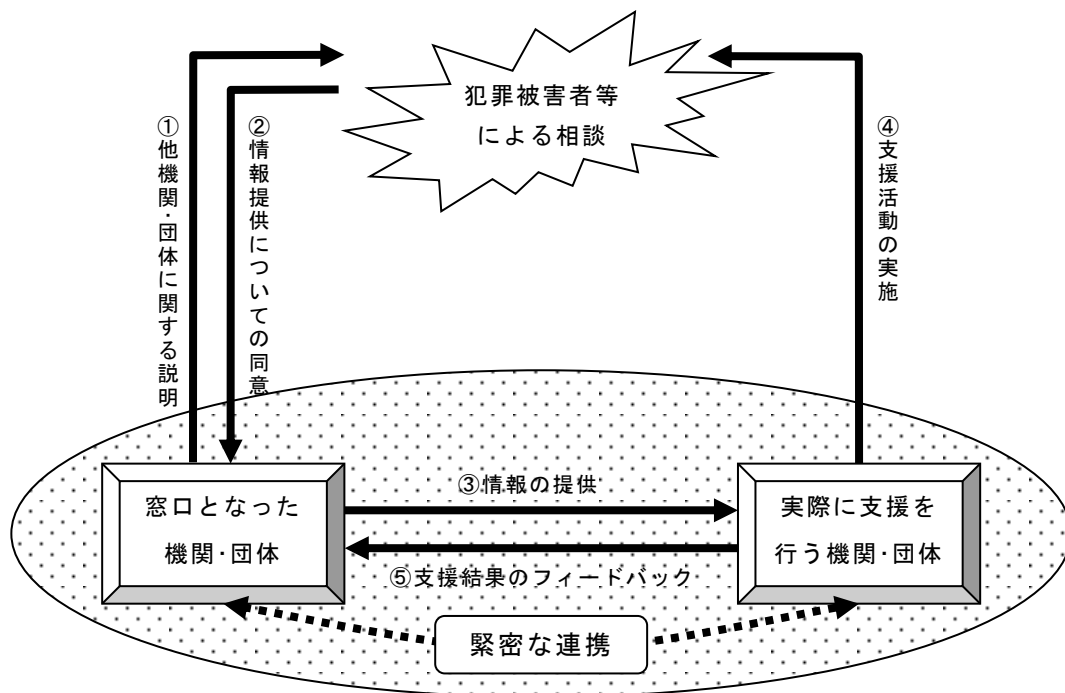
【消費生活・地域安全課】

- 性暴力被害者サポートセンターとの連携を強化し、より良い体制の整備を目指します。 【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- どの関係機関・団体を起点としても、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく適切に受けられるよう、「紹介先に対して支援に係る情報を直接伝達し、支援を要請する」、「状況に応じて、相談者と紹介先に同行し、情報提供や引継ぎを行う」等の方法により、それぞれの分野における相談対応及び支援を行っている機関・団体との連携・協働に努めます。また、各機関・団体で行っている支援に関する取組についての情報の共有化を図ります。 【各部局】

- 犯罪被害者等が関係機関・団体の紹介を希望した場合に、支援目的以外には使用しないことを説明し、伝達する情報については必ず同意を得るなど、個人情報の取扱いには十分留意します。【各部署】
- 犯罪等の被害に遭った児童や生徒の不安・悩みに対応するため、公認心理師等をスクールカウンセラーとして各学校に派遣し、児童・生徒及びその保護者への助言・支援を行います。
【義務教育課、高校教育課】
- 今後の刑事手続きや利用できる制度等を犯罪被害者等にお知らせする「被害者の手引き」について、確実な交付を行うとともに、わかりやすい表現に努め、記載内容の充実を図ります。また、国際化に対応するため、「被害者の手引き」の多言語化を推進します。
【警察本部警務課】
- 犯罪被害者等に対し、支障のない範囲で、捜査状況、検挙状況、逮捕被疑者の処分状況等についてお知らせする「被害者連絡制度」の確実な運用に努めます。
【警察本部警務課】

《他機関・団体への橋渡しのイメージ》



(3) 支援従事者の育成（条例第13条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、支援に従事する各機関・団体の担当者からでさえ二次的被害を受けたという事例があるように、支援従事者すべてが犯罪被害者等の支援に適切に対応できているとは言い難い状況です。

イ 施策の方向性

支援従事者の犯罪被害者等の心情に対する理解促進、支援に関する技能向上を図るための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

- 警察職員に対する教養を充実させ、各警察署で指定されている被害者支援員のスキルアップを図ります。【警察本部警務課】
- 消防・救急隊員といった犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者や、福祉等の現場で働いている職員に対し、犯罪被害者等の心情や支援に関する各種施策等についての研修を実施します。【消費生活・地域安全課、消防救急課、警察本部警務課】
- 医療関係団体等と連携し、医療従事者の性犯罪被害者等への対応技術向上に資する研修を実施します。【警察本部警務課】
- DV被害者や児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待に係る相談支援体制整備のため、関係者を対象とした研修を実施します。【子ども家庭課、長寿社会政策課、障がい福祉課】
- 民間支援団体が行っている被害者支援活動員の養成講座に講師を派遣し、活動員の技能向上を図るとともに、同養成講座に対する行政機関の職員参加について検討します。【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】
- 県や市町村等の支援従事者向けマニュアル（被害者支援の手引き）の内容を随時更新するとともに、犯罪被害者等に対する理解を深め、適切に支援することができるよう研修を実施します。【消費生活・地域安全課】
- 様々な機会を利用し、地域で活動しているボランティア等の個人・団体の理解と支援活動への参加促進を図るなど、地域の人材を活用した支援を推進します。また、それぞれの立場における可能な範囲での支援や、犯罪被害者等のプライバシー保護の重要性についての理解促進を図ります。【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 他機関等（検察庁、更生保護関係者、教職員等）で行われる研修への講師を派遣します。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

(4) 調査研究（条例第 23 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の支援に従事する者に関し、支援についての専門的な知識や技能が不足することによって、適切な支援ができなくなるおそれがあるとの指摘があります。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等の支援に関する施策を適切に進めていくため、その前提として、犯罪被害者等の心理、置かれた立場やそのニーズを正確に理解するとともに、支援に関する専門的知識・技能の向上を図るための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

- 一般県民や事業者を対象とした犯罪被害者等の支援に関する意識調査を行うことにより、今後の広報啓発活動の充実に向けた検討を行います。【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 関係機関・団体と連携し、情報交換や事例研究、支援に関するノウハウの相互提供を行うことにより、支援に従事する職員の資質・能力の向上に努めます。【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 学識経験者、民間支援団体、事業者団体等から構成される犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、毎年度、施策の進捗状況の評価・検証・見直しを行います。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】（再掲）

(5) 支援従事者に対する支援（条例第 14 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の支援に従事する者が代理受傷^(※)を受けることによって、犯罪被害者等に過度に感情移入したり、精神的に支援活動を継続できなくなったり、思いやりにながれた対応を引き起こしたりと、犯罪被害者等にとって不適切な対応となってしまうケースがあります。

※犯罪被害者等の支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける強い精神的な被害。（主な症状は以下のとおり）

- ・何かにつけて不安感がつきまとう。
- ・自分も被害を受けるのではと心配になる。
- ・被害内容が頭から離れなくなる。
- ・誰とも話したくなくなる。
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠等の不調が出る。
- ・被害者のことが常に気になる。
- ・被害の話を聴くと汗が出る。
- ・自分が無力だと感じる。
- ・仕事をやめたくなくなる。

イ 施策の方向性

支援従事者による代理受傷の予防・軽減を図り、支援活動の継続性を保つための取り組みを進めていく必要があります。

ウ 主な取組

- 支援に関係する機関・団体を対象に、代理受傷への対処法を正しく理解してもらうための研修を実施し、担当者任せにせず、組織で情報を共有し対応するという意識の醸成に努めます。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- カウンセリングアドバイザー^(※)によるメンタルヘルスケアを実施するとともに、その制度の拡充について検討します。

【警察本部警務課】

※適切かつ効果的な支援を行うため、精神科医をカウンセリングアドバイザーとして委嘱し、職員に対する指導、助言、メンタルヘルスケア等を行っている。

- 警察庁実施の代理受傷の全国調査（平成 26 年度中実施）を受け、支援従事者に対する施策に反映させます。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

(6) 民間支援団体に対する援助（条例第 15 条関係）

ア 現状

民間支援団体^(※)は、犯罪被害者等の多種多様なニーズを満たすとともに、被害直後から中長期にわたり柔軟で迅速な支援を行っており、犯罪被害者等の支援を推進する上でなくてはならない存在です。

民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を続けていくため、支援員の確保や技能の向上、財政的基盤の確保が課題となっています。

※ 県内では、「公益社団法人やまがた被害者支援センター」が活動しており、平成 19 年 11 月に山形県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定され、警察からの情報提供によって、より早い段階からの直接支援が可能となっている。

また、自助グループ（同じようなつらさや問題を抱えた被害者（遺族）同士が心情を語り合う中で、孤立感や苦悩を軽減し、抱える問題の解決や精神的回復を図ることを目的とする集まり）として、交通事故遺族の会が活動している。

イ 施策の方向性

支援を推進していく上で重要な役割を担う民間支援団体に対し、支援に関する情報の提供、助言などの援助を行っていく必要があります。

ウ 主な取組

- 犯罪被害者等支援の活動を行う N P O 等の団体に対して、やまがた社会貢献基金^(※)を活用した助成に努めます。

【県民文化スポーツ課】

※身近な地域の問題や社会的な課題を解決するために、NPO・ボランティア団体等の社会貢献活動団体に取り組む事業を支援し、住み良い地域社会をつくることを目的に、県民・企業の寄付金と県の拠出金で造成した基金。

- 民間支援団体が行っている、被害者支援活動員の養成講座に講師を派遣し、活動員の技能向上を図るとともに、同養成講座に対する行政機関の職員参加について検討します。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】(再掲)

- インターネットや県の広報誌等、様々な広報媒体を活用し、民間支援団体の活動内容に関する広報を充実します。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 自助グループの活動について広報を実施し、その活動が精神的被害からの回復手段として有効であることを周知するとともに、必要と思われる方に対し自助グループの紹介を行います。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 補助金や各種寄付金の維持に努めるとともに、民間支援団体の財政基盤を確保するための施策について検討します。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

2 損害回復・経済的支援の促進

(1) 日常生活の支援（条例第17条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の多くは、医療機関での診療、警察の事情聴取、裁判への参加、行政機関での手続き等、様々な状況に対応しなければなりません。

また、被害に遭ったという精神的ショックから、家事、育児等が手に付かなくなる場合も少なくありません。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等の負担を少しでも軽減できるよう、日常生活上の支援のための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

- 診療を必要とする場合の医療機関の手配や医師への説明のほか、民間支援団体と連携し、裁判所、行政機関等への付添い支援や、家事・育児の手伝い等の生活支援を提供します。 【警察本部警務課】

- 必要としている方に、関係機関・団体で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供を行うとともに、それらの機

関・団体への橋渡しを行います。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

(2) 居住の安定（条例第19条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったため物理的に居住困難となったり、加害者が逮捕されておらず自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できなくなったりと、引っ越しを余儀なくされるケースがあります。

しかし、被害に遭ったことに伴う経済的困窮や、事件後のショックもあり、新たな居住先を自ら探し求めることは大変困難な状況にあるというのが現状です。

イ 施策の方向性

関係機関・団体と連携し、一時的あるいは中長期的な住居を確保するための取組を進める必要があります。

ウ 主な取組

○ 従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が、県営住宅への入居を希望する場合に、優先的に入居できるよう、抽選における当選確率を優遇します。 【建築住宅課】

○ 犯罪被害者等に対して、希望する地域の公営住宅や民間のセーフティネット住宅^(※)に関する情報提供を実施するとともに、管理する市町村・大家等への橋渡しを行います。

【建築住宅課、警察本部警務課】

※ 民間の空き家・空き部屋を犯罪被害者やDV、虐待被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まないことを条件に、県や山形市に登録することで、居住支援等に活用する住宅

○ 従前の住居に居住することや、再び被害に遭うおそれがあるため帰宅することが困難な犯罪被害者等に対し、緊急避難場所として、一時的にビジネスホテル等の宿泊施設を提供するとともに、その宿泊経費の負担軽減に努めます。 【警察本部警務課】

○ 不動産業者や引っ越し業者等の事業者を対象として、犯罪被害者等の理解促進のための啓発活動を行うとともに、転居先の情報を漏らすことのないよう周知徹底を図ります。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

○ 不動産関係団体との間で民間賃貸住宅の媒介に関する協定を締結

するなど、関係機関・団体と連携した居住の安定の取組について検討します。【消費生活・地域安全課、建築住宅課、警察本部警務課】

(3) 雇用の安定等（条例第 20 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、被害に遭った精神的ショックから仕事が手に付かなくなったり、職場での対人関係が悪くなったり、長期療養や裁判の出廷等のため休暇・欠勤を余儀なくされたりという事態に陥り、その結果、事業者の無理解により一方的に解雇される、仕事を辞めざるを得なくなるということが少なくありません。

イ 施策の方向性

厳しい雇用情勢が続く中でも、犯罪被害者等が雇用を維持・確保できるよう、雇用の安定を図るとともに、事業者の理解を得るための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

○ 採用や解雇、賃金や労働時間等の労働条件のほか、労働全般に係る問題について相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行います。

【雇用対策課】

○ 雇用面での不利益な取扱いがないよう、また、犯罪被害に伴う休暇制度の創設等待遇の確保が図られるよう、犯罪被害者等の置かれている状況や、必要としている支援に関し、事業者向け出前講座の実施やパンフレットの活用等を通して普及啓発に努めます。

【消費生活・地域安全課、雇用対策課、警察本部警務課】

(4) 経済的負担の軽減（条例第 21 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、生命、身体、財産に対する直接的な被害だけでなく、高額な医療費の負担や一家の大黒柱を失ったことによる収入の途絶等により、経済的に困窮することも少なくありません。

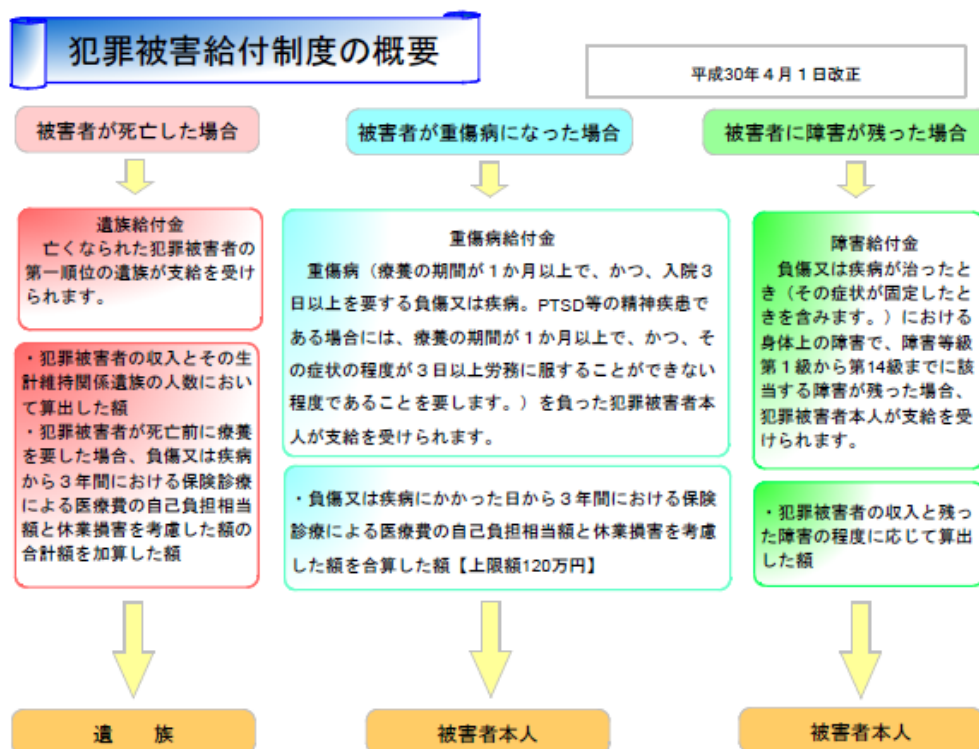
イ 施策の方向性

犯罪被害者等の経済的負担・困窮の一助にするとともに、経済的な自立を促すための取組を進める必要があります。

ウ 主な取組

○ 県や市町村等の支援従事者向けマニュアル（被害者支援の手引き）の内容を随時更新するとともに、犯罪被害者等に対する理解を深め、適切に支援することができるよう研修を実施します。

- 低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の自立を目的に実施されている生活福祉資金貸付制度（実施主体～山形県社会福祉協議会）を活用し、経済的負担の軽減を図ります。 【地域福祉推進課】
 - 高等学校等の生徒で、勉学意欲がありながら、犯罪等の被害に遭ったことなどに伴う経済的理由により就学が困難な場合に、奨学金の貸与を行います。 【高校教育課】
 - 犯罪被害給付制度^(※1)及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度^(※2)の適正な運用と、手続きの迅速化に努めます。 【警察本部警務課】
- ※1 故意による犯罪行為により、家族を亡くした遺族、重傷病を負った被害者や後遺障がいが残った被害者に対して、労災保険等、他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合、国が給付金を支給する制度。
- ※2 日本国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対して、国が弔慰金や見舞金を支給する制度



国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要

平成28年11月30日施行



- 犯罪被害者等生活資金貸付制度^(※)について、適正な運用に努め、当面の経済的負担の軽減を図ります。【警察本部警務課】

※国が支給する「犯罪被害者等給付金」により返済していただくことを条件に、30万円を上限として、無利子で貸付けを行う「つなぎ融資」の制度。

- 犯罪等により身体的または精神的被害を受けた場合の医療機関での診療に要する費用について、引き続き負担の軽減を図るとともに、それら公費支出制度^(※)の拡充について検討します。

【警察本部警務課】

※犯罪被害者の初診料・診断書料のほか、性犯罪被害者に対する緊急避妊投薬料・致傷に対する処置料・人工妊娠中絶費用・性感染症検査費用・鑑定資料採取費用や、精神科医等による診療・カウンセリングに係る費用の支出を行っている。

- 医療機関における被害者等の負担を軽減するため、犯罪被害であっても保険診療が可能であることを周知します。

【健康福祉企画課、警察本部警務課】

- 司法解剖後における遺体搬送や遺体修復に係る費用について、遺族の方々の経済的負担の軽減を図ります。【警察本部警務課】

3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止

(1) 心理学的相談の充実等（条例第 16 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、犯罪等の被害に遭ったことに伴う精神的ショックから、P T S D（心的外傷後ストレス障害）^(※)を発症する場合があります。

また、被害直後のショックが落ち着いてからも、精神的な不調が続いたり、障がいが残ったりと、精神的にも身体的にも様々な症状や反応が出てくる場合があります。

※ P T S D（Post Traumatic Stress Disorder）

実際に又は危うく死ぬ、ないしは重傷を負うような、あるいは自分又は他人の身体的保全が脅かされるような出来事によって、

- ・再体験（フラッシュバック、悪夢等）
- ・回避、麻痺（感情鈍麻、外傷を受けた際の重要なことを忘却する等）
- ・認知と気分の陰性の変化（自分や他者、世界に対する否定的な考え等）
- ・過剰覚醒の持続（過度の警戒心、過剰な驚愕反応等）

等の症状が発症し、それが当該出来事の発生後 1 か月以上継続して慢性化した状態。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等が、犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、被害直後はもちろんのこと、中長期的な心身の不調を軽減するための取組を進める必要があります。

ウ 主な取組

- D V 被害者や被虐待児童に対し、配偶者暴力相談支援センター及び児童相談所職員による助言・指導・カウンセリング等を行うほか、被害後に児童養護施設等に入所した児童に対しての心理療法等必要なケアと支援を行います。【子ども家庭課】

- 山形県男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩み、不安等について、相談員による相談支援を行います。

【若者活躍・男女共同参画課】

- 事故等による脳外傷・損傷が原因で、記憶障がい等の症状を有する高次脳機能障がい^(※)者に対する相談支援を行います。

【障がい福祉課】

※脳が損傷されることによって、物を覚える、話す、自分で考えて行動するなど、それまで普通にできていた日常生活での活動がうまくできなくなった状態。

- 精神科医や保健師が、犯罪等の被害に遭ったことに伴ううつ病等の精神疾患や心の不調等に関する相談に応じます。

【障がい福祉課、各総合支庁】

- 犯罪等の被害に遭った児童や生徒の不安・悩みに対応するため、公認心理師等をスクールカウンセラーとして各学校に派遣し、児童・生徒及びその保護者への助言・支援を行います。

【義務教育課、高校教育課】（再掲）

- 犯罪被害者等の支援に精通した精神科医や、臨床心理士等のカウンセラーによるメンタルヘルスクアを行うことによって、犯罪被害者等はもちろんのこと、事件・事故現場にいた目撃者や犯罪被害者等の周囲の人々の精神的被害の軽減や回復を支援します。

【警察本部警務課】

- 山形県医療機関情報ネットワークを通じ、PTSDに対応できる医療機関についての情報提供を行います。 【地域医療対策課】

(2) 安全の確保（条例第18条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の中には、加害者から再び危害を加えられることに対して大きな不安・恐怖を抱いている方がいます。

イ 施策の方向性

再び生命、身体に対して危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防ぎ、犯罪被害者等の安全を確保するための取組を行っていく必要があります。

ウ 主な取組

- 地域住民と、学校・警察・行政機関が連携した地域の防犯活動を推進します。 【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- DV被害者については、避難所への一時保護を、被虐待児童については、状況に応じて一時保護又は児童養護施設等への入所による社会的な養護を行います。また、関係機関・団体と連携し、高齢者、障がい者に対する虐待の防止活動を推進します。

【子ども家庭課、長寿社会政策課、障がい福祉課】

- 同じ加害者による再犯によって生命・身体に関する被害のおそれがある場合、警察において犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、重点警戒を行うなど、再被害防止を図ります。

【警察本部警務課】

- 刑事施設等^(※)と連携し、加害者の出所に関する情報を把握し、再

被害のおそれのある犯罪被害者等に対する防止措置を講じます。

【警察本部警務課】

※刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び受刑者を収容する少年院）、地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。

- 従前の住居に居住することや、再び被害に遭うおそれがあるため帰宅することが困難な犯罪被害者等に対し、緊急避難場所として、一時的にビジネスホテル等の宿泊施設を提供するとともに、その宿泊経費の負担軽減に努めます。 【警察本部警務課】（再掲）

4 県民の理解促進

(1) 広報及び啓発（条例第 22 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の実情に対する県民の理解・関心はまだまだ十分とは言えませんが、県民が犯罪被害者等に接する機会や置かれた立場、必要としている支援について知る機会に乏しいことから、それが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の要因になっていると考えられます。

また、現在実施されている支援施策についても、広く認知されているとは言い難い状況にあります。

イ 施策の方向性

一人でも多くの県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援等について、幅広く広報啓発活動を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

- 県広報誌やホームページのほか、テレビやラジオ等、県民の目に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発の充実に努めます。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)にあわせた集中的な広報や、同様の趣旨をもった週間、旬間と連動した広報活動を実施します。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 民間支援団体と連携し、犯罪被害者等の支援に関する県民のつどいを継続的に開催することにより、全県的な啓発に努めます。

【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

- 中学生・高校生に対して、犯罪被害者等が講話を行う「命の大切さを学ぶ教室」を全県下で展開するなど、一人でも多くの生徒に犯罪被害者等の声を届けることにより、少年期からの被害者も加害者も出さない意識の醸成に努めます。
【学事文書課、義務教育課、高校教育課、警察本部警務課】
- 家庭や地域における「いのちの教育」を推進するなどして、幼児や小学生といった発達段階から、被害者にも加害者にもならないための意識の醸成を図るとともに、児童・生徒に対して、性犯罪・性暴力被害に関する各種相談窓口の周知啓発を行います。
また、児童・生徒の教育に携わる教職員や保護者等の大人に対しても各種相談窓口の周知啓発を推進します。
【義務教育課、高校教育課、スポーツ保健課、学事文書課、消費生活・地域安全課、警察本部警務課】
- DV防止に向けた講座や啓発活動を推進します。
【子ども家庭課、若者活躍・男女共同参画課】
- 犯罪被害者等の支援に貢献した個人・団体を表彰することにより、社会全体で犯罪被害者等を支援する県民の気運の醸成に努めます。
【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】
- 毎年度、犯罪被害者等の支援に関する各種施策の実施状況を公表し、県が行っている支援施策の普及啓発に努めます。
【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】
- 大学生や専門学生等に対する講話を行い、犯罪被害者等支援の内容を周知するとともに、「犯罪被害者等支援の必要性」を訴えます。
【警察本部警務課】
- 犯罪被害者等支援の内容や相談窓口を広く周知するため、大学生や専門学生等と協働した広報啓発活動を行い、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。
【警察本部警務課】
- 「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」の更なる周知のため、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を行います。
【消費生活・地域安全課、警察本部警務課】

第7章 計画の推進のために

1 施策の進捗状況の管理

実際に犯罪被害者等に接している警察官や民間支援団体の支援活動員等が現場で感じたことを参考にしながら、犯罪被害者等の声やニーズを把握するとともに、一般県民や事業者を対象とした意識調査の実施により、社会全体として、犯罪被害者等の支援についてどの程度認知されているのかを確認してまいります。

それらの結果を踏まえながら、山形県犯罪被害者等支援推進委員会において、毎年度、施策の進捗状況について検証し、その評価を行うとともに、支援の更なる推進を図っていく上での今後の課題の洗い出しを行います。また、必要に応じて計画の見直しを行い、犯罪被害者等の実態に即した施策の推進に努めます。

2 社会全体で犯罪被害者等を支えるために

計画を効果的に進め、犯罪被害者等を温かく支える社会を実現するためには、県はもちろんのこと、国や市町村、県民、事業者、民間支援団体等、それぞれが主体的な役割を果たすとともに、相互に連携し、総ぐるみで犯罪被害者等の支援に取り組んでいくことが重要です。

(1) 県の役割

前述の支援に関する基本理念にのっとり、計画に基づく犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の進捗状況の評価・検証・見直しを図りながら、犯罪被害者等を温かく支える社会の実現を目指します。

(2) 市町村等に期待される役割

犯罪被害者等にとって最も身近な行政機関である市町村の果たす役割は非常に大きいものがあります。

市町村には、支援体制の整備のほか、各種福祉サービスの提供等、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が求められます。

県としても、市町村の職員で支援に従事する者が適切な対応をすることができるよう研修を実施することなどによって、市町村が行う支援に対し、必要なアドバイス・協力を行うほか、山形県犯罪被害者等支援推進計画の策定に市町村からも参加していただくことによって、その意見も反映させた支援の取組を進めてまいります。

<主な取組(例)>

- ・ 県や民間支援団体等が実施する研修会に参加し、犯罪被害者等の心情についての理解を深めるとともに、技能向上を図る。
- ・ 支援を必要とする犯罪被害者等に対し、介護保険サービス、保育サービス等を早期に提供する。

- ・DV、ストーカー等の被害に遭った方からの求めに応じ、住民基本台帳閲覧制限を実施することにより、安全の確保に努める。

また、県としては、犯罪被害者等が意見陳述を申し出た場合の裁判所や検察庁との事前調整、同じ加害者から再び被害を受けるおそれがある場合の刑事施設からの情報収集、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いがある場合の法務局への引継ぎ、犯罪被害者等が就職先を探している場合のハローワークへの引継ぎ等、国の機関との緊密な連携を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を求めてまいります。

(3) 県民に期待される役割

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すには、同じ地域に住む県民の皆さんの配慮が不可欠です。犯罪被害者等を特別視せず、同じ地域社会の一員であるという認識を持った上で、可能な範囲での支援が求められます。

また、犯罪被害者等を温かく支える社会を実現する上で、家庭や地域等のすべての大人たちが力を合わせ、次の世代を担う子どもたちの中に、自分のいのちと同じように他人のいのちも大切にするという思いを育んでいくことが、非常に重要な視点となります。

県としても、犯罪被害者等支援に関する県民のつどいの開催や各種広報媒体を活用した広報啓発を充実させることによって、県民の皆さんが犯罪被害者等の実情に接する機会を確保し、支援についての理解促進と、支援の取り組みへの参加促進を図ってまいります。また、家庭・学校・地域の教育のネットワークづくりを進め、幼児期からの「いのちの教育」の推進を図ってまいります。

<主な取組(例)>

- ・あいさつするなど普段どおりに接する。
- ・困っていることがないか声をかける。
- ・家族や近所の人とどんな支援ができるか話し合う。
- ・買い物や子どもの世話等できることを手伝う。
- ・危険なこと、人に迷惑をかけることなどについて、やってはいけないということ、家庭や地域で厳しく教える。

(4) 学校（教師や児童・生徒）に期待される役割

児童・生徒が犯罪等の被害に巻き込まれた場合、教師や周りのクラスメイトの配慮がなければ、平穏な学校生活を取り戻すことはできません。

学校現場においては、実際に児童・生徒が犯罪等の被害に遭った場合の体制の整備のほか、かけられてホッとさせる言葉や、逆に傷つく言葉があるという犯罪被害者等の心情や支援の必要性を、児童・生徒に理解してもらうための取り組みが求められます。

県としても、スクールカウンセラー等を派遣し、不安・悩みを抱えた

児童・生徒及びその保護者への助言・支援を行っていくとともに、「いのちの教育」の推進や「命の大切さを学ぶ教室」の開催等によって、一人でも多くの児童・生徒に対し、犯罪被害者等の心情等の理解促進を図ってまいります。

<主な取組(例)>

- ・命の大切さについて、親子がともに学べる場を設ける。
- ・生命の尊さを学ぶ一環として、犯罪被害者等の心情、支援の必要性について授業で取り上げ、自分たちにできることを考える。
- ・あいさつする等普段どおりに接する。
- ・クラスメイトとどんな支援ができるか話し合う。

(5) 事業者に期待される役割

犯罪被害者等が雇用を維持・確保していくことは、被害の早期回復・軽減を図る上で不可欠な要素であり、事業者にはそのための配慮が求められます。

県としても、事業者向けの出前講座等を実施していくことによって、事業者の理解と、支援活動への協力を促進するための取組を進めてまいります。

また、犯罪被害者等に対する県民の理解を深めるためには、報道機関の果たす役割が重要であることから、県としても、報道機関と連携・協力した広報啓発活動を進めるとともに、報道機関に対し、出前講座や研修への参加の働きかけを行い、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を求めてまいります。

<主な取組(例)>

- ・従業員研修で取り上げ、支援の必要性について周知を図る。
- ・従業員が被害に遭った場合の休暇制度について検討する。
- ・財政的な支援も含め、民間支援団体の活動に協力する。

(6) 民間支援団体に期待される役割

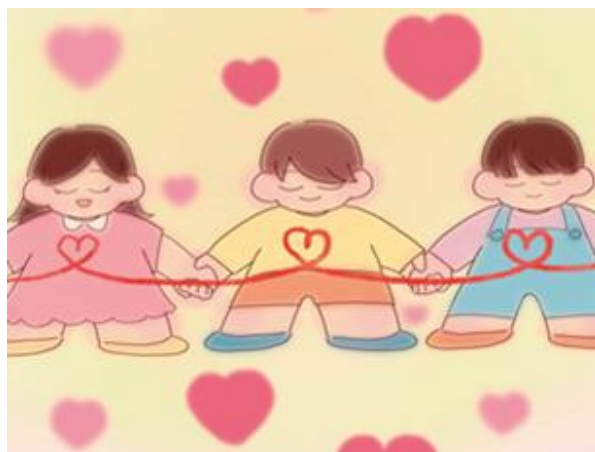
民間支援団体は、行政機関では手が行き届かない支援を行っていますが、県民のニーズが多様化している中で、迅速できめ細かな支援をしていくことが求められます。

県としても、支援を推進していく上で、民間支援団体を重要なパートナーと位置付け、連携・協働して取り組んでいくとともに、支援員の確保や技能の向上、財政的基盤の確立に向けて、民間支援団体の活動に関する広報の充実、支援活動員養成講座への参画等によって、必要な援助を行ってまいります。

<主な取組(例)>

- ・相談員による電話相談や弁護士、医師による面接相談
- ・支援員による病院、裁判所への付き添いや日常生活上の支援
- ・県民の理解を深めるための広報啓発活動

《社会全体での犯罪被害者等支援のイメージ》



資料編

○ 山形県犯罪被害者等支援条例

〔平成 22 年 3 月 19 日〕
〔山形県条例第 22 号〕

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 体制の整備（第 11 条－第 15 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 16 条－第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念並びに県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 県民等 県民、事業者及び民間支援団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重し、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等によりその名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮して推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、すべての県民等が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等の状況を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援の推進に当たり、国、市町村及び県民等と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等に対して犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の事情に応じて、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を聴かななければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第10条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 体制の整備

(推進体制の整備)

第11条 県は、国、市町村及び県民等と連携して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(総合的相談体制の整備)

第12条 県は、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供及び助言を行うため、市町村及び民間支援団体との連携の下、総合的な相談体制を整備するものとする。

(支援従事者の育成)

第13条 県は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、県及び市町村の職員並びに民間支援団体の業務に従事する者で犯罪被害者等の支援に従事するもの(以下「支援従事者」という。)に対し、犯罪被害者等の支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第14条 県は、支援従事者が犯罪被害者等の支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第15条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

(心理学的相談の充実等)

第16条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理学的な相談の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第17条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事、育児等に係る援助、病院等への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第18条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等を保護する施設の利用に関する情報の提供及びあっせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第19条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第20条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備改善その他の事業者による犯罪被害者等の支援を促進するため、事業者に対する啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第21条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第22条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれている状況及び必要としている支援について県民等の関心と

理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(調査研究)

第23条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集その他の必要な調査研究を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 山形県犯罪被害者等支援推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 山形県犯罪被害者等支援推進計画に基づく、支援に関する施策の進捗状況を検証し、専門的な見地から犯罪被害者等の支援に関し必要な事項について審議することを目的として、山形県犯罪被害者等支援推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 犯罪被害者等の支援のための施策に関する意見及び提案
- (2) その他委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以下で組織する。

- 2 委員は、犯罪被害者等の支援に関し学識・経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、任期途中で委員の変更があった場合の後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課及び山形県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

一部改正 平成25年6月28日

一部改正 令和元年5月20日

《犯罪被害者等の支援に関連する相談窓口・取組》

- **山形県交通事故相談所（山形県犯罪被害者総合相談窓口）**
交通事故に関する相談及び犯罪被害者に関する総合的な相談に応じ、必要な助言指導や支援関係機関の斡旋を行う。 【消費生活・地域安全課】
- **中小企業労働相談事業**
採用や解雇、賃金や労働時間等の労働条件、労働全般に係る問題について相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行う。 【雇用対策課、各総合支庁】
- **山形県男女共同参画センター**
生活全般に関する相談を受理し、必要な対応を行う。 【若者活躍・男女共同参画課】
- **山形県福祉相談センター**
 - ・ 児童相談所
児童虐待等、児童相談全般に対応し、必要な援助を行う。
 - ・ 女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター
DV等に関する相談を受理し、必要な支援や援助を行う。 【子ども家庭課、各総合支庁】
- **精神保健福祉相談（心の健康相談）**
 - ・ 精神保健福祉センター、各保健所
精神科医や保健師がうつ病等の精神疾患や心の不調等に関する相談に応じる。また、心の健康、思春期精神保健、アルコール・薬物依存等に関する相談、自死遺族相談等に応じる。 【障がい福祉課、各総合支庁】
- **山形県障がい者権利擁護センター**
障がい者虐待に関する相談を受理し、対応する。 【障がい福祉課】
- **山形県国際交流センター**
日本語を含む7か国語（英語、日本語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）に対応可能な外国人相談窓口を設置し、交通事故被害、DV被害等を含む生活全般についての相談に応じる。 【インバウンド・国際交流推進課】
- **性犯罪被害相談電話**
性的犯罪に関する相談に応じる。 【広報相談課】
- **やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）**
ワンストップ支援センターとして、性犯罪や性暴力被害者の相談に応じ、必要な支援を行う。 【消費生活・地域安全課】

○ 本県における事件・事故の推移等(山形県警察による統計)

表1 山形県内の刑法犯認知件数・検挙件数・検挙率の推移(過去10年間)

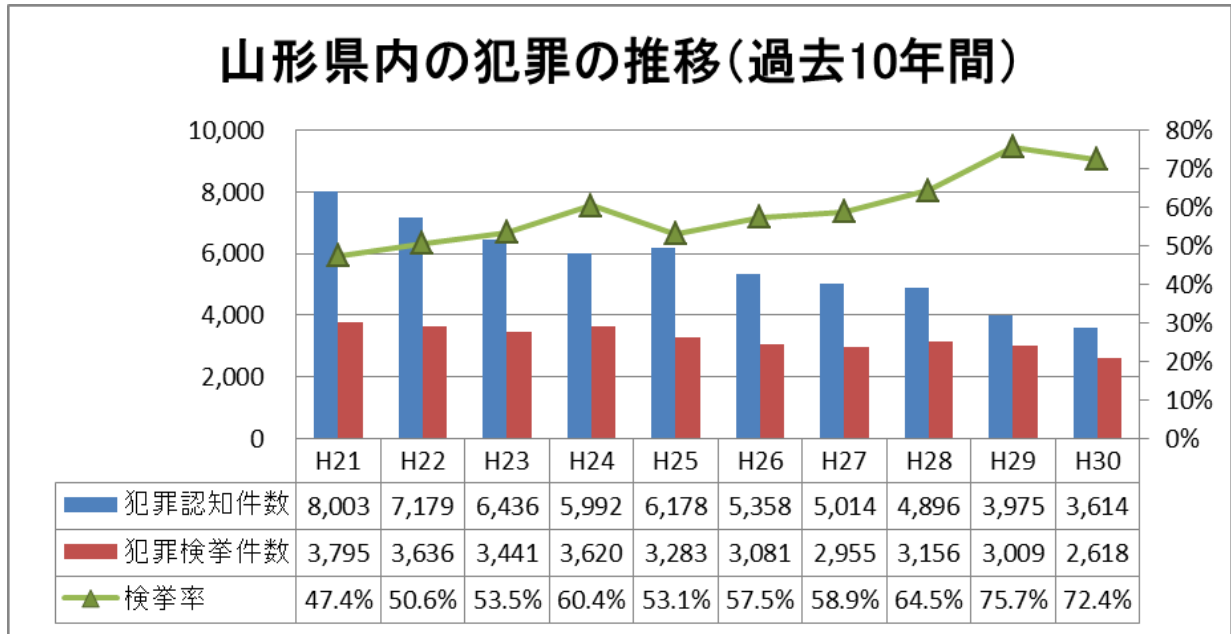


表2 山形県内の主な罪種の移行(過去10年間)

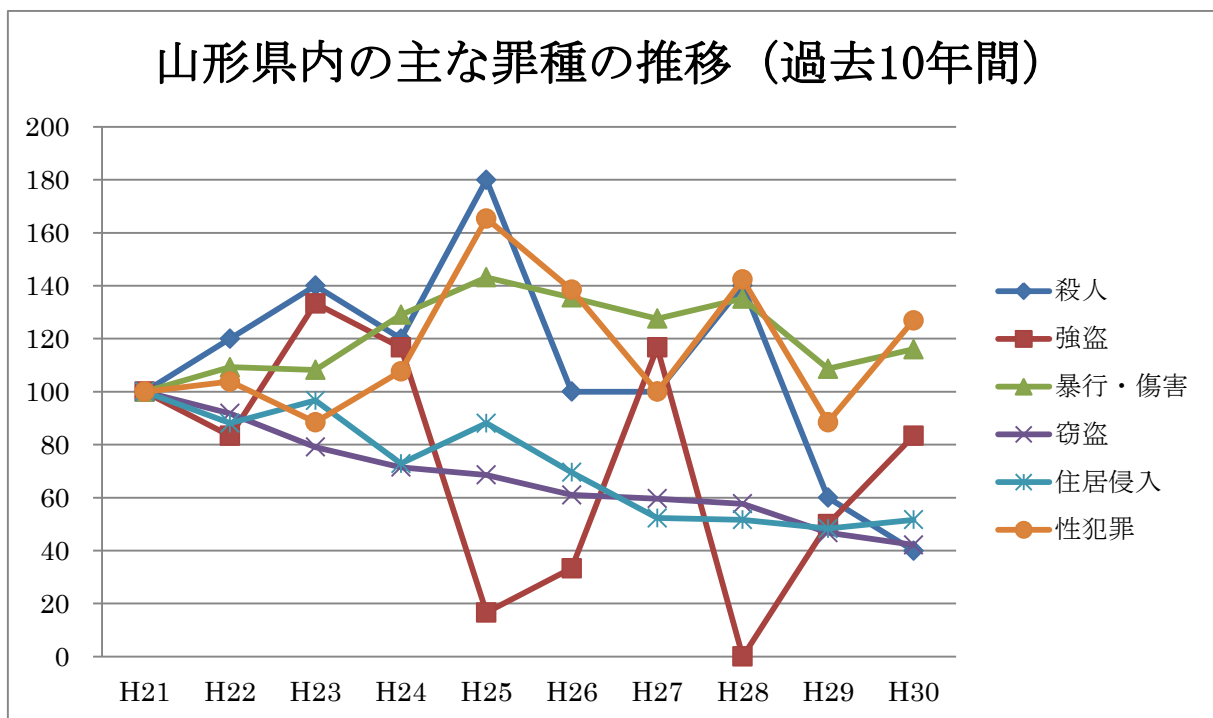
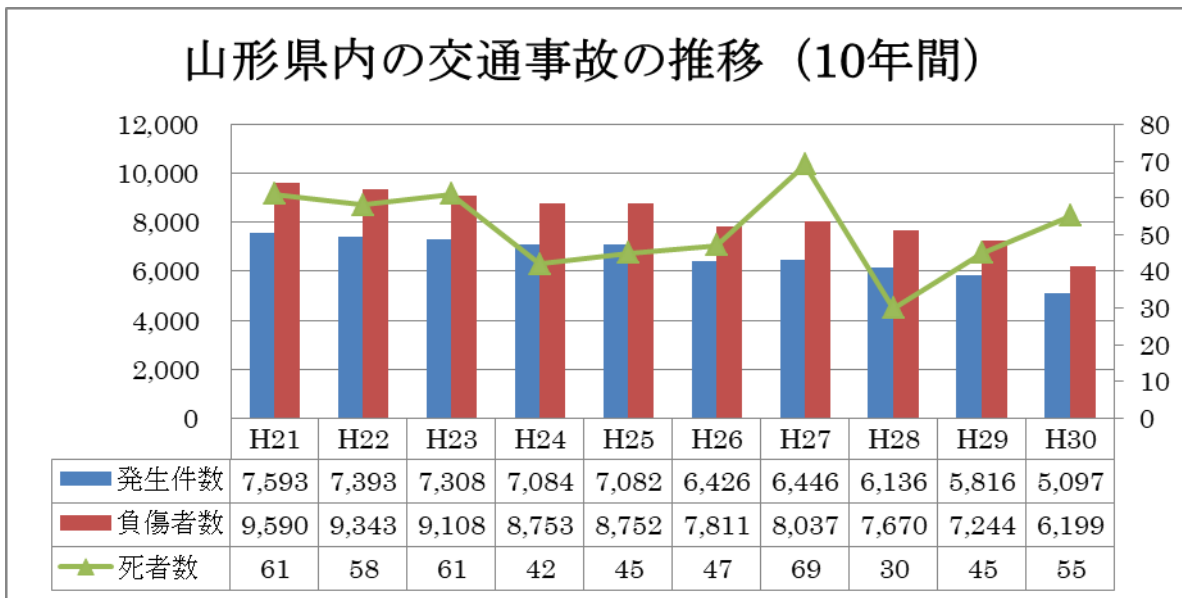


表3 山形県内の主な罪種の認知件数(過去10年間)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
殺人	5	6	7	6	9	5	5	7	3	2
	100	120	140	120	180	100	100	140	60	40
強盗	6	5	8	7	1	2	7	0	3	5
	100	83	133	117	17	33	117	0	50	83
暴行・傷害	475	519	514	613	680	644	606	642	516	551
	100	109	108	129	143	136	128	135	109	116
窃盗	5751	5279	4550	4111	3942	3508	3428	3317	2689	2424
	100	92	79	71	69	61	60	58	47	42
住居侵入	151	133	146	110	133	105	79	78	73	78
	100	88	97	73	88	70	52	52	48	52
性犯罪	26	27	23	28	43	36	26	37	23	33
	100	104	88	108	165	138	100	142	88	127

※上段は認知件数、下段は平成21年を100とした場合の指数

表4 山形県内の交通事故の推移(過去10年間)



※死者数は発生後30日までの死者を計上した

表5 平成30年の人口10万人あたりの発生状況

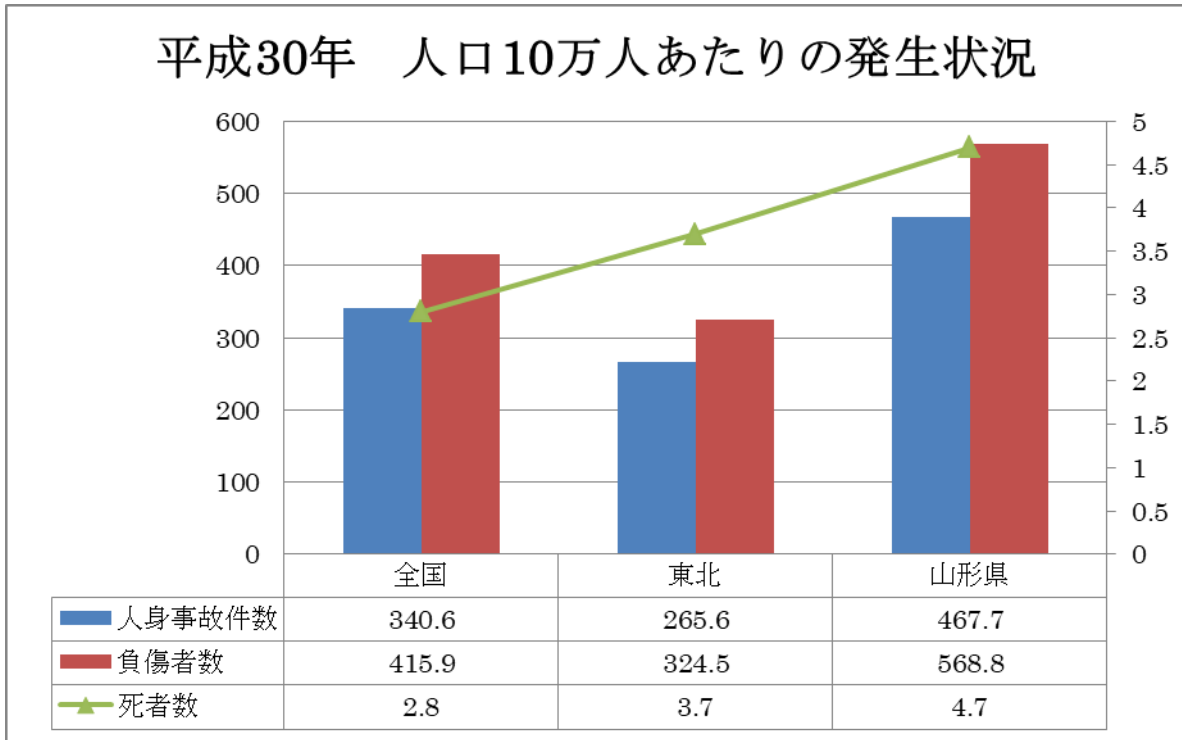


表6 山形県内のDV・ストーカークの認知件数の推移（過去10年間）

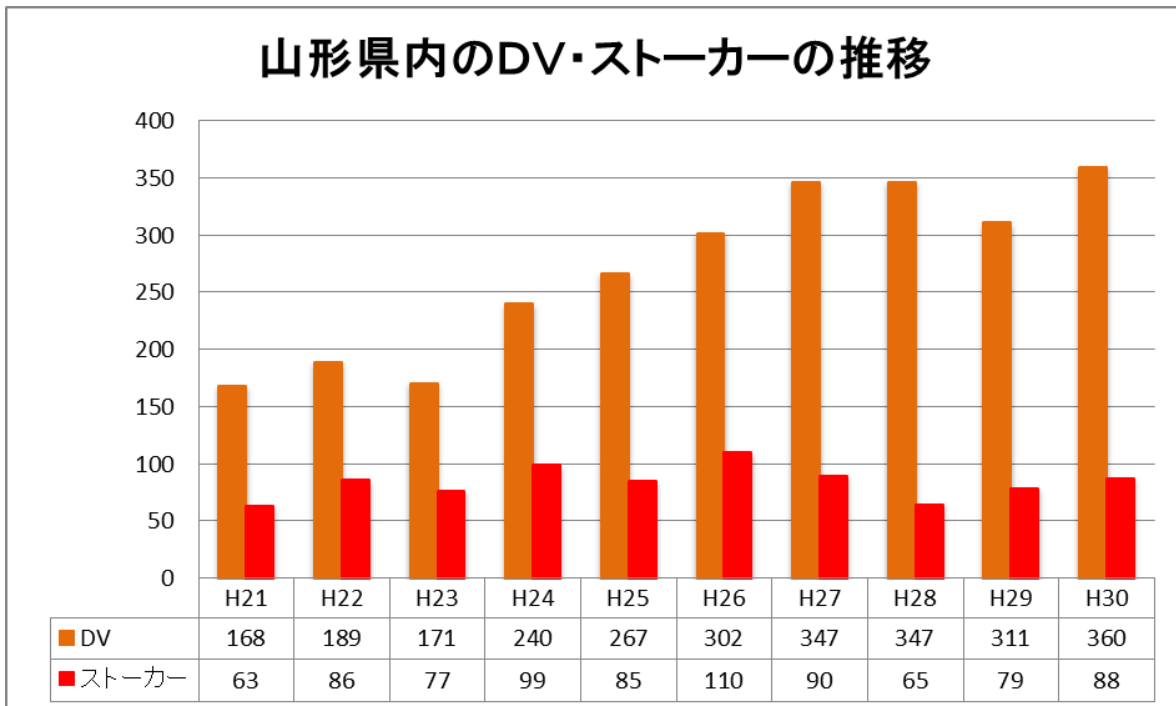
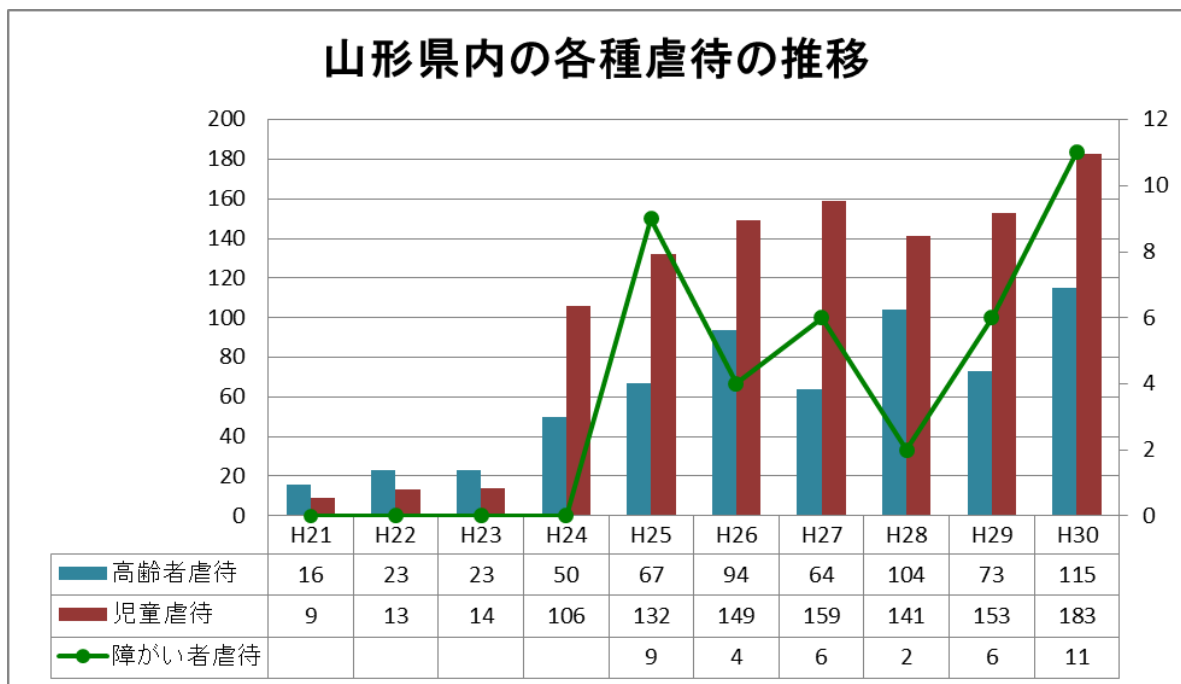


表7 山形県内の児童・高齢者・障がい者虐待の認知等件数の推移



※ 児童虐待は、警察における通告児童数
 障がい者虐待は、平成25年から統計を取り始めたもの

第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画

令和2年3月

山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課
山形県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

※ イラスト提供：山形デザイン専門学校